

令和2年第12回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和2年11月20日 午前9時から
- 2 場所 会津若松市北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 17名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末			18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 2名

1番委員	庄司 遼	17番委員	奈良橋 涉		
------	------	-------	-------	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎	主査	治田 真知子
主事	相澤 俊輔				

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和2年第12回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。</p> <p>また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 本日出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員10番・丸山世子委員、農業委員11番・吉田和明委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1～2番について説明願います。</p>
<p>(推進委員8番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>議案第48号、1番・2番について、推進委員8番佐藤より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件については、学校法人に対する農地の所有権の移転を許可しようとするもので、2番の案件については、農家間による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 なお、1番の案件については、学校法人がその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合、効率的利用要件・法人要件・常時従事要件・下限面積要件が適用外となるものです。 調査月日は、11月16日午前9時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第48号、3番について、農業委員14番弓田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件について、農家間による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、11月17日午前10時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各</p>

<p>会 長</p>	<p>項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(推進委員 2 番) 島影 盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 4 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 8 号、4 番について、推進委員 2 番島影より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、農家間による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、11月16日午前9時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 15 番) 高橋 一美 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 5 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 8 号、5 番について、推進委員 1 5 番高橋より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、家族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、11月15日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 10 番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 6 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 8 号、6 番について、推進委員 1 0 番武田より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、家族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、11月10日午前10時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>5 番、6 番の同一世帯内の事案で、経営面積が同じなのは誤りではないのか。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法 3 条の理念は世帯主義であるため同一の面積としています。</p>
<p>会 長</p>	<p>鈴木委員</p>
<p>(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員</p>	<p>6 番では贈与面積と経営面積に差があるが</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局</p>

事務局	経営面積には借入面積が含まれています。
会 長	鈴木委員
(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員	所有面積と借入面積は分けて表記すべきではないか
会 長	事務局
事務局	所有面積と借入面積の合計が経営面積であり、あえて分ける必要はないものと考えています。
会 長	鈴木委員
(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員	この標記で正しいということか
会 長	事務局
事務局	そのとおりです。
会 長	鈴木委員、よろしいですか。
(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員	了承しました。
会 長	他にございませんか。
	(なし の声あり)
会 長	それではお諮りします。議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 48 号 は原案のとおり決せられました。 次に、議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消しについて を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。
	八田地区担当委員より 1 番について説明願います。
(推進委員 6 番) 菅井 洋一 委員	議案第 49 号 1 番について、推進委員 6 番菅井より、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消しについて、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、令和 2 年 9 月 18 日付け会津若松市農業委員会指令第 39 号で、生前贈与をする目的で農地の所有権の移転について許可を得たものですが、他の親族の同意を得ることができなかったことから、譲受人、譲渡人双方の合意のもと、令和 2 年 10 月 13 日付けで農地法第 3 条の規定による許可処分の取消し願出に至ったものです。

会 長	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可処分 の取消しについて を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 49 号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 50 号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。 利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
(農業委員 3 番) 長尾 好章 委員	<p>農業委員 3 番長尾より (議案 5 0 号) 利用権設定の 1 番について、ご報告いた します。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし て、調査チェック表に基づき 1 1 月 1 6 日午前 1 0 時より地区担当委員 3 名が調 査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします</p>
会 長	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より 2 番について説明願います。</p> <p>農業委員 1 0 番丸山より (議案 5 0 号) 利用権設定の 2 番について、ご報告い たします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし て、調査チェック表に基づき 1 1 月 1 5 日午前 1 0 時より地区担当委員 4 名が調 査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>神指地区担当委員より 3 ～ 4 番について説明願います。</p> <p>推進委員 5 番佐藤より (議案第 5 0 号) 利用権設定の 3 番・4 番について、ご 報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 今回の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし て、調査チェック表に基づき 1 1 月 1 5 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調 査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>湊地区担当委員より 5 番について説明願います。</p> <p>農業委員 9 番小檜山より (議案第 5 0 号) 利用権設定の 5 番について、ご報告 いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p>

<p>会 長</p>	<p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき11月18日午後4時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(推進委員12番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より6番について説明願います。</p> <p>推進委員12番鈴木より（議案第50号）利用権設定の6番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき11月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員2番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より7～8番について説明願います。</p> <p>農業委員2番多田より（議案第50号）利用権設定の7番・8番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>今回の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき11月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員14番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より9～10番について説明願います。</p> <p>推進委員14番星より（議案第50号）利用権設定の9番・10番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき11月15日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より11～12番について説明願います。</p> <p>農業委員11番吉田より（議案50号）利用権設定の11番から12番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>11番の案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、12番の案件については農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき11月15日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より13番について説明願います。</p> <p>推進委員17番棚木より（議案50号）利用権設定の13番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし</p>

	<p>て、調査チェック表に基づき11月15日午前11時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第50号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第50号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第51号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1～11番について説明願います。</p>
(推進委員8番) 佐藤 恒男 委員	<p>推進委員8番佐藤より、議案第51号の1番から11番について報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11月10日午前9時25分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より12～25番について説明願います。</p>
(推進委員3番) 本田 武史 委員	<p>推進委員3番本田より、議案第51号の12番から25番について報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11月10日午前10時55分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>大戸地区担当委員より26～30番について説明願います。</p>
(推進委員11番) 二瓶幸太郎 委員	<p>推進委員11番二瓶より、議案第51号の26番から30番について報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11月10日午前10時25分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>湊地区担当委員より31～58番について説明願います。</p>
(農業委員9番) 小檜山祐一 委員	<p>農業委員9番小檜山より、議案第51号の31番から58番について報告いたします。</p>

	<p>これらの案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11月10日午後3時から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員5番) 折笠 康裕 委員</p>	<p>八田地区担当委員より59番について説明願います。</p> <p>農業委員5番折笠より、議案第51号の59番について報告いたします。 この案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11月10日午前11時45分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より60～91番について説明願います。</p> <p>農業委員11番吉田より、議案第51号の60番から91番について報告いたします。 これらの案件につきましては、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断をしようとするものであり、11月10日午後1時30分から当該地について調査を実施した結果、非農地とすることが適当であると判断して参りましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長 農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p> <p>これらの案件は、11月5日遊休農地対策部会において協議検討されましたB判定農地であります。部会からは非農地との判断が適当であるとの意見を受け、11月10日に地区委員とともに現地調査を実施しました。 その結果、長年耕作されておらず、山林原野化しているため地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも非農地として判断してまいりました。</p>
<p>会 長 (推進委員7番) 鈴木 衛 委員</p>	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>83番から91番の周辺は農地ではないのか</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>事務局</p> <p>周辺は農地ですが、83番から91番は山林原野の状態となっております。</p>
<p>会 長 (推進委員7番) 鈴木 衛 委員</p>	<p>鈴木委員</p> <p>今後、農業上の支障はないのか</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>事務局</p> <p>現地で協議した結果、支障はないものと判断いたしました。</p>
<p>会 長</p>	<p>鈴木委員</p>

(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員	これを非農地として判断するという事は、今後、他の類似の事案も同様に判断するという事か。
会 長	事務局
事務局	当該農地の状況、周辺の状況等を基に、ケースバイケースで判断することとなるため、同じ判断になるとは言えません。
会 長	鈴木委員、よろしいですか。
(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員	了承しました。
会 長	他にございませんか。
	(なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。
	それではお諮りします。議案第 51 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声あり)
	満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 51 号 は原案のとおり決せられました。
事務局	次に報告に移ります。 報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、 及び報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。
	報告第 26 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 5 番について、事務局よりご報告いたします。
	届出の詳細については、議案書記載のとおりです。
	これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。
	次に、報告第 27 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告いたします。
	届出の詳細については、議案書記載のとおりです。
	この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。
	都市計画法上の意見として、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側

会 長	<p>水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第28号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、1番・2番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。</p> <p>加えて2番には、⑤隣接地を含め、土地の一体的利用が1,000㎡を超え、建築物の建築を目的として造成を行う場合は開発行為又は建築行為等事前協議を行うこと。との意見が付されております。</p> <p>また3番には、⑥令和2年10月20日付け会津若松市指令開第1223号で許可した開発行為の内容を遵守すること、との意見が付されております。</p> <p>以上報告でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午前9時40分 閉会を宣言する。)</p>
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和2年11月26日

会津若松市農業委員会 会長

10番農業委員

11番農業委員